

令和元年10月から **幼児教育・保育の無償化** がはじまります。

保育料の無償化

■ **3歳以上**の入所児童の**保育料が無償化**

■ **市民税非課税世帯の3歳未満**の入所児童の**保育料が無償化**

3歳以上の入所児童	年度の4月1日現在年齢が3歳以上の児童です。 年度途中で3歳の誕生日を迎える児童の場合、翌年度から無償化の対象です。
市民税非課税世帯の3歳未満の入所児童	年度の4月1日現在年齢が0～2歳の児童の場合、市民税非課税世帯(生活保護世帯、里親の世帯を含む)のみが無償化の対象です。

3歳未満の
市民税課税世帯
の保育料は？

現行とおり、保護者の市民税所得割額に応じた保育料を負担していただきます。
保育料算定において、多子軽減や第一子無料化・軽減は10月以降も継続して実施します。

3歳以上の給食費

現在、3歳以上の給食費については保護者負担として、主食分(ご飯、パン)は現物持参、副食分(おかず、おやつ、牛乳等)は保育料の一部として納付していただいています。

令和元年10月以降も保護者負担であることは変わりませんが、次の点が変更となります。

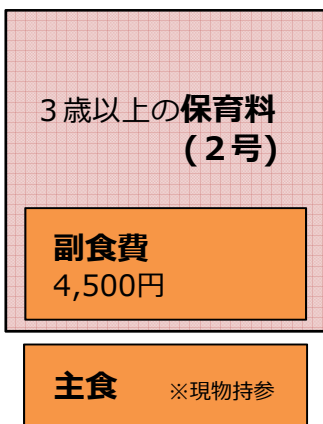
※3歳未満の給食費は保育料に含まれており、10月以降も変わりません。

- **主食を保育所での提供に変更し、主食費を実費負担していただきます。**
- **副食費が保育料から分離し、主食費と副食費を市が徴収します。**
- **一定の所得階層未満の世帯等の副食費は免除されます。**
なお、**主食費の免除はないため、主食費は全員負担していただきます。**

副食費
の免除
対象者

- ①ひとり親世帯以外 市民税所得割額57,700円未満の世帯
- ②ひとり親世帯等(ひとり親世帯及び身体障害者手帳等の交付を受ける者が同居する世帯)
市民税所得割額77,101円未満の世帯
- ③小学校就学前の認可保育所等に入所する兄弟が2人以上いる場合

～これまで～



～無償化後(令和元年10月以降)～



主食費・副食費の記載額は、公立保育所の予定料金です。
※民間の認可施設は各施設で主食費・副食費の料金を設定します。

給食費は引き続き保護者皆様のご負担となります。